

有害廃棄物の国境を越える移動 及びその処分の規制に関するバーゼル条約

Sachiko Kuwahara
バーゼル条約事務局長 桑原 幸子

1. バーゼル条約の概要

バーゼル条約は1989年に採択され、1992年5月5日に効力が発生した。2004年9月16日現在締約国数は162カ国である。本条約の主たる目的は有害廃棄物及び他の廃棄物（以下「有害廃棄物」という。）の発生及び処理から生ずることがある悪影響から人の健康及び環境を厳重な規制によって保護することにある。バーゼル条約はこの目的を達成するために2つの仕組みを規定している。

1つ目の仕組みは有害廃棄物等の国境を越える移動の規制である。輸出国は、自国における処理を目的として有害廃棄物等の自国への国境を越える移動を計画している締約国（輸入国）、また自国を通過する有害廃棄物等の国境を越える移動を計画している国（通過国）に通告しなければならない。通告には計画している有害廃棄物等の発送に関する詳細な情報を記載することとされている。有害廃棄物等の発送は輸入国の書面による同意があり、当該廃棄物について環境上適正な処理がなされることを明記する輸出者及び処分者間の契約の存在が確認され、かつ通過国が同意するまで開始してはならない。有害廃棄物等には、常に移動書類が伴わなければならない。この書類には有害廃棄物等の国境を越える移動に責任を有するそれぞれの者が当該廃棄物の引渡し又は受領の際に署名することが義務付けられている。処分者は当該廃棄物を受領したこと及び通告に明記する処分が完了したことを通報しなければならない。条約上の手続きに沿わない有害廃棄物等の国境を越える移動は不法取引であり、犯罪である。

2つ目の仕組みは有害廃棄物等の環境上適正な処理である。環境上適正な処理とは、有害廃棄物等から生ずることがある悪影響から人の健康及び環境を保護するような形で廃棄物を処理するために実行可能な手段をすべてとるということである。締約国は特に、有害廃棄物等の環境上適正かつ効率的な処理に沿うように有害廃棄物等の国境を越える移動を最小限に抑え、有害廃棄物等が環境上適正な方法で処理されないと信じるに足りる理由がある場合にはこれらの廃棄物の輸入を阻止しなければならない。また、締約国は有害廃棄物等を環境上適正及び効率的な方法で処分するための

技術上の能力、必要な施設又は適切な処分場が輸入国にない場合、輸出をしてはならない。

2. バーゼル損害賠償責任議定書の概要

バーゼル損害賠償責任議定書は1999年に採択され、2004年9月16日現在3カ国が批准している。本議定書は20カ国が批准をした後に効力が発生することとなっている。本議定書の主たる目的は、不法取引を含む有害廃棄物等の国境を越える移動及び処分から生ずる損害に対する十分かつ迅速な賠償及び責任に関して包括的な枠組みをつくることにある。この目的を達成するために本議定書は厳格責任を規定している。有害廃棄物等の輸送手段への積載時から当該廃棄物の処分完了時まで生じた、当該廃棄物の有害性から生じる人的損害、財産損害、逸失利益、回復措置費用、防止措置費用につき、当該廃棄物が処分者に渡るまでは条約上の通報者が、それ以降は処分者が、それぞれ厳格責任（無過失責任）を負うこととされている。

3. バーゼル条約の最近のトピックス

現在船の解体のほとんどはパキスタン、インド、バングラディッシュ及び中国で行われているが、その解体方法は様々な面で先進国の基準と比べて十分とは言えない状況にある。その結果、環境及び労働者の安全や健康への悪影響が懸念されている。このような状況を踏まえ、第6回バーゼル条約締約国会議において「完全な及び部分的な船の解体に係る環境上適正な処理のための技術的なガイドライン」が採択されたところである。現在事務局では、バーゼル条約上船は廃棄物に当たるのか、当たるとした場合のバーゼル条約の適用方法など船の解体の法的側面について検討が進められているところである。

なお、バーゼル条約の最高意思決定機関である第7回締約国会議が2004年10月25日から29日までジュネーブにおいて開催される予定であり、本会議のメインテーマはグローバルウエストチャレンジのためのパートナーシップである。

バーゼル条約についてのより詳しい情報についてはバーゼル条約事務局のホームページ (www.basel.int) を参照。